

十勝市町村税滞納整理機構
滞納管理システム構築等業務
仕様書

十勝圏複合事務組合
十勝市町村税滞納整理機構

本仕様書は、十勝圏複合事務組合（以下、「発注者」という。）が実施する十勝市町村税滞納整理機構（以下、「機構」という。）における滞納管理システムの構築及び運用・保守について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

十勝市町村税滞納整理機構 滞納管理システム構築等業務

(2) 業務の目的

機構における滞納管理や滞納処分等に関する事務処理について、本委託業務により提供されるシステムを用いて情報を一元化することで、正確かつ効率的な業務の推進を図るものである。

また、次の事項に十分配慮されたシステムを導入することで、より効果的な滞納整理を行うことを目的とするものである。

- ①システムの安定性が長期間に渡って確保されること。
- ②催告から財産調査、滞納処分、換価までの処理が一元化されること。
- ③事務処理の負担軽減が図られたものであること。
- ④保守・サポート体制が適切であること。

2 運用開始日

令和4年4月1日

※ただし、構築したシステムの納入期限は令和4年3月31日とする。「6 システム構築」に規定する納入物（成果品）を提出すること。

3 納入場所

十勝圏複合事務組合 十勝市町村税滞納整理機構
帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎（十勝総合振興局）4階

4 運用期間

令和4年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

※ただし、その後も継続して運用できるシステムであること。

5 システム要件

(1) 基本要件

操作が容易であり、安定した動作を保証しかつ保守性にも優れたものであること。
運用期間中のバージョンアップにかかる費用は委託料に含めること。

- ①管理税目（令和3年度現在）

個人住民税（普通徴収）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、国民健康保険料、法人住民税、個人住民税（特別徴収）

②セキュリティ対策

- ア ID・パスワードにより職員を認証、ログインできること。
- イ IDに応じて操作権限を設定できること。
- ウ コンピュータウイルス対策が講じられていること。

③安全性

- ア 無停電電源装置により、停電等で電力が断たれた場合にも供給され続けること。
- イ 24時間連続稼働できる堅牢なものであること。

④拡張性

- ア 管理税目の追加や運用方法の変更には、容易に対応できること。
- イ 職員の増員による端末の追加に対応できること（費用負担については協議の上で決定する）。

(2) ハードウェア要件

クライアント・サーバにより構築するものとする。また、職員の増減による端末の増減には、容易に対応できるよう構築すること。

①サーバ（同等品可）

下表の条件を満たすもの 1台

OS	Windows Server 2019 Standard 以上
CPU	インテル Xeon プロセッサ (3.5GHz4 コア)
メモリ	16GB以上
ストレージ	RAID1+0、ホットスペアによる構成 容量は300件程の滞納者データ処理に十分なもの
光学ドライブ (DVDマルチドライブ)	書き込み/書き換え8倍速以上
バックアップ機能	内蔵バックアップユニット若しくはNASにて対応のこと
無停電電源装置 (UPS)	停電時等、システムの正常な停止やバックアップが行われるまでの間、商用電源からの切替時においてデータ損失の危険性がない方式により、十分な電力を供給できるもの (管理ソフトを含む)
その他	共有フォルダー (1TB) を作成できるよう構築すること (NAS若しくは外付けHDD可)

②クライアント（同等品可）

下表の条件を満たすデスクトップパソコン（省スペース型） 5台

OS	Microsoft Windows 10（動作保証された上位バージョンを含む）
CPU	インテル Core シリーズ（4コア以上、8スレッド以上、3.0GHz以上）
メモリ	8GB以上
ストレージ	SSD 256GB（またはSSD 512GB）
光学ドライブ	DVDマルチドライブ搭載が望ましい
ネットワークコントローラー	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
無線LAN	IEEE802.11ac
ディスプレイ	21～24型ワイド液晶、フルHD（1920×1080）、非光沢
キーボード	JIS配列準拠、テンキー付（ワイヤレス推奨）
マウス	光学式、ワイヤレス
ソフトウェア	Microsoft Office Word・Excel（2016以降） ジャストシステム ATOK ジャストシステム ラベルマイティ（1台のみ）

③レーザープリンター（モノクロ機）

下記の条件を満たすもの 2台

連続プリント速度（A4）	片面45枚/分、両面31枚/分以上
機能	両面印刷、前面給紙
ネットワークコントローラー	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
無線LAN	IEEE802.11ac

(3) ソフトウェア要件

別紙「機能確認書」の区分「必須」項目を全て満たすこと。満たさない機能は可能な限りパッケージに盛り込み、できないものについては必要最小限のカスタマイズにより、運用開始までに対応すること。

(4) データ作成・セットアップ

構成市町村（19市町村）の滞納者データ（宛名情報、課税情報、収納情報、滞納処分履歴等）は、事業者が提案する方法により発注者が作成し、年度当初の催告（例年4月上旬）までに事業者がセットアップ作業を行うことを想定している。滞納者データの作成方法については、可能な限り効率的な方法を提案すること。

6 システム構築（令和3年度）

発注者と構築に関する打合せを密に行い、その後の進捗状況を適宜報告すること（発注者から問われた場合も同様）。また本業務の担当者は、同様の業務経験があり、かつ十分な専門知識を有する者であることが望ましい。

(1) 見積条件（見積書には積算根拠が分かる明細書を添付すること）

システムインテグレーションに関する作業一式

(2) 見積価格の限度額

3,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 支払条件

納入物（成果品）により検収の上、一括で支払う。

(4) 納入物（成果品）

①「5 システム要件」に規定するハードウェア、ソフトウェア

②作業工程表（構築に関する打合せ時）

③議事録（構築に関する打合せ後）

④関連ドキュメント

⑤機器類一覧表

⑥操作マニュアル（職員を対象とした説明会も行うこと）

※納入後、内容に変更があれば更新したものを提出すること。更新版の作成にかかる費用は、見積額に含めること。

7 システム等運用・保守（令和4年度～令和8年度）

システム等に障害等が生じた場合、機構の執務時間（平日8:45～17:30）内において速やかに復旧作業を行うこと。そのため、コールセンター等を有することが望ましい。

また、法（令）や制度の改正（※）、関係機関の取扱いの変更、その他外因により運用方法が変わる場合、適宜対応すること。

※延滞金特例基準割合（公定歩合）の変更等

- (1) 見積条件（見積書には積算根拠が分かる明細書を添付すること）
システムハードウェア、ソフトウェア一式
機器類の搬入及び設置作業一式
システム等の保守（バージョンアップを含む）、機器類のメンテナンス費用
その他、システムの安定性を確保するために必要な全ての費用
- (2) 見積価格の限度額（60ヵ月間）
17,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 支払条件
支払いは、運用開始から5年間（60ヵ月）、均等額を分割で支払う。詳細については、事業者と協議の上で決定する。

8 著作権

本業務の履行にあたって作成された納入物（成果品）の著作権は、原則として発注者に帰属するものとする。ただし、個人情報や発注者を判別し得る情報を削除する等して配慮するならば、第三者に販売や使用許諾することを許可する。

9 機密保持

本業務に関して入手した情報等は、発注者に無断で使用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。

10 個人情報の保護・秘密の保持

- (1) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。
- (2) 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (4) 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (5) 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- (6) 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して

知り得た個人情報を、当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

- (7) 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- (8) 委託者は、発注者がこの契約による事務を処理するために取り扱っている個人情報の処理の状況について、必要に応じ報告を求めることができる。

11 再委託の禁止

受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。

12 協議

本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上で決定するものとする。